

## ●特別定額給付金（一律10万円）の申請期限について●

特別定額給付金（一律10万円）の申請期限は、**7月31日まで**となっています。給付を希望される方は忘れずに申請をしてください。手続き等で不明な点がございましたら役場企画財政課企画調整係まで問い合わせください。

問合先●役場企画財政課企画調整係 ☎2-2171（内線233）

## ●国民健康保険・後期高齢者医療制度被保険者へ傷病手当金を支給●

新型コロナウイルスへの感染や感染疑いのため仕事を休み、その間給与等が支払われない、または減額されたとき、「傷病手当金」を受け取れる場合があります。

支給条件●①国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者で、給与等の支払いを受けていること

②新型コロナウイルス感染症に感染、感染疑いによる療養のため仕事を休んだこと

※医療機関や事業主の証明が必要です。

③4日以上休んでいること

④休んだ期間の給与等がもらえないこと（会社から給与等が支払われている場合でも、その金額が傷病手当金より少ない場合は、その差額分が支給されます）

支給額●（直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額÷就労日数）×3分の2×支給対象日数

申請方法●4種類の申請書（世帯主用・被保険者用・事業主用・医療機関用）を町民サービス課保険年金係まで提出してください。

問合先●町民サービス課保険年金係 ☎2-2171（内線523）

## ●持続化給付金の申請をサポートします●

営業自粛等で特に大きな影響を受ける町内の事業者に対して、事業の継続を支えるために、事業全般に広く使える国からの給付金「持続化給付金」の申請に係るサポート窓口を開設します。

日時●7月3日（金）～10日（金）9：00～17：00（最終受付16：00）

※7月10日（金）のみ 9：00～15：00（最終受付14：00）

会場●白糠振興センター イベントホール

※確定申告書や口座通帳の写し、本人確認証明書など、申請時に必要な書類を必ず持参してください。必要な書類については法人や個人で異なりますので、下記の問い合わせ先で確認してください。

対象者●町内で事業を営む方（法人・個人問わず） ※売上が前年同月比50%以上減少している事業者

給付金額（上限）●法人は200万円まで、個人事業者は100万円までを支給。

※昨年1年間の売り上げからの減少分が上限です。

給付金額の算定方法●前年の総売上【事業収入】－（前年同月比50%以上減少した月の売上×12カ月）

申込●入場は完全予約制ですので、以下の問い合わせ先へ事前に電話予約をしてください。

予約受付時間：2日 10：00～17：00 3～9日 9：00～17：00 10日 9：00～14：00

※上記の期間中は電話での相談も受け付けています（2日は窓口は開設せず、予約・電話相談のみとなります）。

問合先●申請サポートキャラバン隊 ☎080-4470-8376